

2019年7月1日

関係者各位

学校法人 小林学園

本学園における敷地内全面禁煙の実施について

盛夏の候 関係者の皆様におかれましてはますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
また、日頃より本学園の教育活動にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成30年7月25日付けで公布された「健康増進法の一部を改正する法律」の改正に伴い、受動喫煙による健康への影響が大きい未成年者が多く集まる学校・病院・行政機関等の特定施設については、この法律が2019年7月1日から施行されます。

本学園では、この法律改正に基づき2019年7月1日から敷地内全面禁煙化の対応を行なうことと致しました。

つきましては、このことにつきましてお知らせするとともに、下記の取り組みの実施についてご理解とご協力をお願い申し上げます。

記

- 1 禁煙化の対象は校舎などの建造物に加え、校庭や駐車場等を含む敷地すべてで、敷地内に駐車している自動車内等も含まれます。
- 2 敷地内全面禁煙は教職員に加え、来校者（保護者や卒業生、出入り業者の方等）にも同様の対応をお願い致します。
- 3 敷地外であっても、学校周辺での喫煙により、たばこの煙が学校の敷地内に流入したり、近隣住民の方に受動喫煙や不快な思いをさせたりすることのないよう、教職員はもとより来校者の方にもマナーある行動をお願い致します。